

市長等の措置に係る通知書

（教育総務部）

平成24年10月31日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年月日
1	<p>（教育指導課）</p> <p>施設の管理は適切か</p> <p>現地調査した結果、一部に不適切なものが見受けられたので改善されたい。</p> <p>施設敷地に隣地のブロック製土留めの一部が設置されている。（藤沢市学校教育相談センター）</p>	<p>学校教育相談センター南側隣地の越境状態を解消するため、撤去に向けた覚書及び撤去されるまでの間の越境部分の賃貸借契約を取り交わすべく、準備・手続を進めてまいります。</p>	2013年 3月31日

市長等の措置に係る通知書

（教育総務部）

平成24年10月31日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年月日
1	<p>（学校施設課）</p> <p>委託料の執行は適正か 委託業務の主要な部分について再委託を承認しているものがあつたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p>	<p>業者選定時における見積者の履行能力の確認と受託者への指導を徹底し、適正な事務の執行を図ります。</p>	<p>2013年 4月1日</p>
2	<p>学校施設の使用許可事務及び使用料の収入は適正か （1）学校施設の使用許可事務は適正か 現地調査した結果、次の工作物等について、行政財産の目的外使用許可に係る手続がなされていないものが見受けられたので、必要な措置を講じられたい。 ・電柱 ・防犯灯 ・電話柱 ・物置 ・道路標識</p>	<p>該当するすべての学校において再度現地を確認し、行政財産の目的外使用に係る適切な手続きをいたします。</p>	<p>2013年 1月31日</p>